

申告の受け付け

税務収納課 ☎57-8504

下記の日程で住民税申告の受け付けを実施します。確定申告(所得税の申告)が必要な場合は、申告期間中に限り市職員による申告相談を受け付けています。事前に関係書類の整理や計算を行っていただくなど円滑な申告相談にご協力ください。

事業所得(営業・農業・漁業など)の申告は内容によっては非常に時間のかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。



受付日程 ※土・日曜日、祝日を除く

▶ 還付申告のみ受け付け

2/1月~2/15月

受付場所…本庁1階ロビー

納め過ぎた所得税がある場合の申告です。給与所得者や年金所得者の方で還付を受ける場合はこの期間内にお越しください。

※2月16日(火)以降は大変混雑します。

▶ 申告・相談の受け付け

2/16火~3/15火

受付場所…本庁3階第4会議室

(各支所での受付は右記をご覧ください)

受付時間

▶ 午前の部 **9:00~11:30**

▶ 午後の部 **13:00~16:30**

確定申告は不要な方でも、下記のような方は住民税申告が必要です

- ①個人年金や生命保険の満期等で所得のある方
- ②雑所得がある方
- ③年金所得のみの方で、年金で控除しているもの以外に各種控除の追加がある方(納付書・口座振替による社会保険料の納付、扶養控除、障害者控除や生命保険料控除などのある方)

※所得税の確定申告を済ませ、その他の収入、控除がない方は住民税の申告は必要ありません

市役所本庁での受け付けは…

- ▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得、給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得などがある人の申告を受け付けます。
 - ▶ 事業所得・不動産所得の申告は、收支内訳書が必要です(年間の収入や必要経費などを事前に整理のうえ、收支内訳書に記入しておいてください)。
 - ▶ 27年中に自己の住宅を取得した人が住宅ローン控除を受ける場合は申告が必要です。
 - ▶ 医療費控除を伴う申告は、事前に治療を受けた人ごと、病院・薬局別に領収書の整理、計算をお願いします。
- ※不動産(土地・建物)、株式などを売却したときの譲渡所得は南国税務署へ申告してください

各支所での受け付けは…

- ▶ 申告期間中は還付申告と給与・年金・雑・一時・配当所得の申告、および所得のない人の住民税申告を受け付けます。
 - ▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得のある人の申告は、本庁または税務署で申告してください。
- ただし、このうち自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人(おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など)は下記の日程にて支所で受け付けます。

- ▶ 夜須支所 2月24日(水)・2月25日(木)
- ▶ 赤岡支所 2月25日(木)・2月26日(金)
- ▶ 吉川支所 3月1日(火)午前・3月2日(水)午後
- ▶ 香我美支所 3月3日(木)・3月4日(金)

e-Tax インターネットで 申告ができます



確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。詳しくは国税庁ホームページの「平成27年分確定申告書作成コーナー」およびe-Taxのページをご覧ください。 南国税務署 ☎088-863-3215

マイナンバー 社会保障・税番号制度

総務課 ☎57-8500

市役所で手続きをする時には マイナンバーを忘れないで!

香南市マイナンバー
コールセンター ☎0570-056-574



市役所では平成28年1月から下記のことにマイナンバーを使用します。手続きの際はマイナンバーの提示・記入にご協力ください。

マイナンバーを利用する事務では、申請や届け出の時に添付書類の一部、または全部を省略することができます。(個人番号と本人確認用書類が必要です)

福祉

- 国民健康保険に関する各種申請、届け出
- 後期高齢者医療に関する各種申請
- 介護保険に関する各種申請
- 生活保護に関する各種申請
- 障害者(児)に関する各種申請
- 予防接種(インフルエンザ・高齢者肺炎球菌感染症)の自己負担金免除申請
- 重度・中度心身障害者の医療費に関する各種申請



子育て

- 児童扶養手当、児童手当に関する各種申請、届け出
- 保育所・幼稚園に関する各種申請、届け出
- 助産施設・母子生活支援施設の申し込み
- 子育て短期支援事業の申し込み
- 妊娠の届け出
- 乳幼児などの医療費に関する各種申請
- ひとり親家庭などの医療費に関する各種申請、届け出
- 就学援助費に関する申請



税・生活

- 地方税に関する各種申告、申請
- 市営住宅に関する各種申告、申請



マイナンバーを他人に教えないで!

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関などに提供する場合に必要です。これらの手続きのためにマイナンバーを提供することができるのは、税務署、地方公共団体、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などです。本人または本人が指定する代理人でない限り、マイナンバーを使つての各種手続きはできませんが、詐欺被害などに遭うこともありますから、他人に教えたりインターネットなどでご自身のマイナンバーを公表するといったことは絶対にしないでください。

通知カードは届いていますか?

市民保険課(☎57-8506)



不在などでお手元に届かなかったマイナンバーの通知カードを市役所でお預かりしています。お手数をおかけしますが、市民保険課窓口(本庁1階)へ受け取りにお越しください。

- 世帯主本人でなくとも、ご家族の方でも受け取れます。
- ▶ 同一世帯のご家族が受け取る場合
 - ※窓口へ来られた方の本人確認用書類と印鑑が必要です
- ▶ 同一世帯ではないご家族の方などに受け取りを依頼する場合
 - 委任状(要押印)、委任する方の本人確認用書類、受け取りに来られる方の本人確認用書類、印鑑
- 入院などで送付先変更を希望する方は、居所情報を登録してください。

今回の申告書の提出にはマイナンバーは使用しません。